

## 審査の進め方パターン

審査の進め方としては、「事前審査を行う場合」と、「事前審査なしで直接本審査に入る場合」の2つのケースが考えられます。全体の審査を円滑に進めるために、書類の訂正や差し替えの自由がきく事前審査を終えてからの本申請をお勧めします。

事前審査を希望された場合でも、進め方に3つのパターンが考えられます。確認審査と適判審査をどのように進めるかで、①確認先行型、②並行審査型、③適判先行型(I)(II)に分かれますが、どのパターンにするかは、申請者の考え方、案件の内容、確認機関との調整等により選択してください。

### 1. 事前審査有り

#### ① 確認先行型

- ・ 確認機関で先行して事前審査

確認機関側で意匠・構造・設備の整合性、法的チェック



確認機関事前審査終了後、適判機関で構造計算事前審査



必要な申請図書等の修正・差し替え

確認機関、適判機関でそれぞれ本受付け



適合判定通知書、確認済証の発行

意匠チェックが先行するので手戻りは少ないが、従来の直列審査に近いので並行審査のメリットがあまり活かせない可能性があります。

#### ② 並行審査型

- ・ 確認機関と適判機関で事前審査を並行で行う

確認機関側、適判機関側双方の指摘事項について、設計者側で整合性をとりながら両者に回答



必要な申請図書等の修正・差し替え

本受付け以降、確認先行型に同じ

並行審査による時間短縮は期待できますが、設計者の調整努力が重要なポイントになります。

### ③ 適判先行型(Ⅰ)

- ・ 適判機関で事前審査を先行して行う

適判機関で意匠・構造の整合性チェック、構造計算の事前審査



確認機関側で意匠・構造・設備の整合性、法的チェック



確認機関側で構造に係る変更があれば、適判機関で再チェック

必要な申請図書等の修正・差し替え

本受付け以降、確認先行型に同じ

構造計画や構造計算の指摘による手戻りは防止できますが、意匠審査による手戻りのリスクがあります。

### 適判先行型(Ⅱ)

- ・ 適判機関で事前審査、本審査を先行して行う

適判機関で意匠・構造の整合性チェック、構造計算の審査

適合判定通知書



確認機関で本受付け、審査

確認済証の発行

構造計画を先に確定したい場合には有効ですが、確認審査で構造に係る変更が生じた場合には、適判の変更手続きが必要になります。

## 2. 事前審査なし

構造計算適合性判定申請書本受付け（送付も OK）



適判機関から質疑書提出

（確認機関側の質疑回答との整合性チェック）



申請者から回答書提出（追加説明書）

適合判定通知書

確認機関で整合性確認の上で確認済証の発行

確認機関側で構造に係る変更が生じた場合は適判変更申請

この場合は、旧法同様に、法に基づく質疑書を発出し、判定通知書は副本と追加説明書を添付しての交付となります。